

平成21年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

I 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）第24条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

II 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関のすべて（41機関）

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関（4機関）
内閣官房、内閣法制局、安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、行政改革推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、国家公務員制度改革推進本部、宇宙開発戦略本部及び人事院

(注) 1 下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数として整理。
2 二重下線を付した国家公務員制度改革推進本部については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、行政改革推進本部の内数として整理。

第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関（これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（6機関）
内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁及び消費者庁

(注) 消費者庁は、平成21年9月1日に設置。

第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関（第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。）（28機関）
総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、文部科学省、文化庁、厚生労働省、中央労働委員会、社会保険庁、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保安庁、環境省及び防衛省

(注) 社会保険庁は、平成22年1月1日に廃止。廃止後に持ち越された不服申立て及び訴訟の平成22年1月1日以降の状況については、厚生労働省に計上。

第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び第56条（宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）
＜国家公安委員会に置かれる特別の機関＞
警察庁

第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの（1機関）
＜法務省に置かれる特別の機関＞
検察庁

第6号 会計検査院

Ⅲ 対象期間

平成21年4月1日から22年3月31日までの状況について、平成22年3月31日現在で調査

Ⅳ 調査の結果

1 開示請求の件数と処理の状況

(1) 開示請求の件数

ア 平成21年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表1のとおり72,390件であり、20年度に比べて約4,500件減少した。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、55,699件(76.9%)が本省庁以外での受付となっている。

表1 開示請求の件数

(単位：件、%)

	開示請求の件数		
	本省庁	その他	
平成21年度 (比率)	72,390 (100)	16,691 (23.1)	55,699 (76.9)
平成20年度	76,870 (100)	15,414 (20.1)	61,456 (79.9)

(注) 「本省庁」は、本省庁の窓口で受け付けられたものをいい、「その他」は、地方支分部局、施設等機関等の窓口で受け付けられたものをいう。

イ 開示請求の態様をみると、表2のとおり、窓口に来所したものが18,450件(25.5%)、郵送によるものが49,906件(68.9%)、オンラインによるものが4,034件(5.6%)となっている。

表2 開示請求の態様別件数

(単位：件、%)

	来所	郵送	オンライン	計
平成21年度 (比率)	18,450 (25.5)	49,906 (68.9)	4,034 (5.6)	72,390 (100)
平成20年度	16,704 (21.7)	57,355 (74.6)	2,811 (3.7)	76,870 (100)

(2) 処理の状況

平成21年度において各行政機関の長(法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。)が処理すべき事案は、表3のとおり、21年度に新たに受け付けた72,390件、前年度から持ち越した3,217件及び事案の移送を受けた95件の計75,702件となっている。

この75,702件の処理状況をみると、開示決定等を行ったものが68,433件(90.4%)、途中で請

求が取り下げられたものが3,269件(4.3%)、事案の全部を他の機関に移送したものが70件(0.1%)となっている。また、3,930件(5.2%)については、平成22年度に処理が持ち越されている。

(注) 行政機関の長への事案の移送は、法第12条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第13条の規定に基づき独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)から行われる場合があり、いずれの場合についても移送を受けた行政機関の長において開示決定等を行わなければならないこととされている。

同様に、行政機関の長から他の機関(他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第12条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第12条の2の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表3 開示請求事案の処理状況

(単位:件、%)

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付事案	前年度からの持ち越し事案	移送を受けた事案	計	開示決定等がされた事案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中事案(次年度に持ち越し)
平成21年度 (比率)	72,390	3,217	95	75,702 (100)	68,433 (90.4)	3,269 (4.3)	70 (0.1)	3,930 (5.2)
平成20年度	76,870	4,544	133	81,547 (100)	75,223 (92.2)	3,186 (3.9)	132 (0.2)	3,006 (3.7)

(注) 1 本表は、行政機関の長が受け付けた開示請求事案、前年度からの持ち越し事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について年度末(3月31日)現在の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。

2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。

3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「移送を受けた事案」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「移送を受けた事案」に計上されている。

4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「移送を受けた事案」と「全部を移送した事案」とは一致しない。

5 平成20年度に開示請求がされた段階では1件としていた事案を21年度に入ってから補正により複数の事案に分割した場合等があり、21年度の「前年度からの持ち越し事案」と20年度の「処理中事案(次年度に持ち越し)」の件数は一致しない。

2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成21年度には、表4のとおり、62,916件の決定がされている。このうち、開示請求に係る行政文書について全部を開示する決定がされたものが24,104件(38.3%)、一部を開示する決定が

されたものが36,797件(58.5%)、不開示の決定がされたものが2,015件(3.2%)となっている。

なお、開示決定がされるものの中には、不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されるもの(法第7条に基づく公益裁量開示)があるが、平成21年度は実績がなかった。

表4 開示決定等の件数

(単位: 件、%)

	開示決定等					
	計	開示決定				不開示の決定
		小計	全部を開示	一部を開示	うち 公益裁量開示	
平成21年度 (比率)	62,916 (100)	60,901 (96.8)	24,104 (38.3)	36,797 (58.5)	<0> <(0)>	2,015 (3.2)
平成20年度	68,620 (100)	66,109 (96.3)	24,026 (35.0)	42,083 (61.3)	<0> <(0)>	2,511 (3.7)

(注) 1 「うち公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。

2 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、表4の「開示決定等」と表3の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

(2) 開示決定等の期限

ア 行政機関の長は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示決定等を行わなければならない(法第10条第1項)が、②事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている(同第2項)。

また、③開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に行政文書の「相当の部分」につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内に開示決定等をするれば足りることとされている(法第11条)。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知することとされている。

平成21年度において開示決定等がされた62,916件についてみると、表5のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが55,467件(88.2%)、期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが5,347件(8.5%)、期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが2,088件(3.3%)となっている。

なお、延長手続を採っておらず、30日以内に開示決定等がされなかったもの、延長手続を採

って、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの及び期限の特例規定を適用し、通知した期限までに開示決定等がされなかったものが計14件（0.0%）みられる。

また、調査日現在（平成22年3月31日）、処理中の事案のうち、延長手続を採っていない事案で30日を経過しているもの、延長手続を採った事案で延長した期限を超えているもの、期限の特例規定を適用した事案で通知した期限を超えているものはみられない。

期限までに開示決定等がされなかったものを行政機関別にみると、表6のとおりである。

期限までに開示決定等がされなかった理由について、関係行政機関では、対象文書の特定に時間を要したこと、繁忙期のため開示決定等の処理に時間を要したこと、開示・不開示の審査に慎重を期したこと等を挙げている。

（注） 期限までに開示決定等がされなかったもの14件の概要については、資料2～4を参照。

表5 延長手続の状況

（単位：件、%）

	開示決定等 件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手 続を採ったもの		法第11条による特例規定を 適用したもの	
		30日以内に開示 決定等がされた もの	30日以内に 開示決定等 がされなか ったもの	延長した期 限までに開 示決定等が されたもの	延長した期 限までに開 示決定等が されなかっ たもの	通知した期 限までに開 示決定等が されたもの	通知した期 限までに開 示決定等が されなかっ たもの
平成21年度 （比率）	62,916 （100）	55,467 （88.2）	9 （0.0）	5,347 （8.5）	4 （0.0）	2,088 （3.3）	1 （0.0）
平成20年度	68,620 （100）	61,712 （89.9）	53 （0.1）	4,262 （6.2）	6 （0.0）	2,356 （3.4）	231 （0.3）

表6 期限までに開示決定等がされなかったものの行政機関別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に決定されなかったもの

（単位：件）

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
外務省	1	1	0	0
文化庁	2	1	1	0
厚生労働省	5	1	3	1
環境省	1	0	1	0
計	9	3	5	1

- ② 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに決定されなかったもの
(単位：件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
財務省	1	0	0	1
国土交通省	1	0	1	0
環境省	2	0	1	1
計	4	0	2	2

- ③ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに決定されなかったもの

(単位：件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数		
		1週間以内	1か月以内	1か月超
内閣府	1	0	0	1

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等について、開示請求があった日から開示決定等がされた日までの日数別に件数をみると、表7のとおりである。1年を超えているものが100件(4.8%)あり、平成20年度に比べてその件数・比率は減少している。

なお、1年を超えて開示決定等がされた理由について、関係行政機関では、請求に係る文書が大量であり開示・不開示の判断に時間を要したこと、同時期に審査において慎重な判断が求められる開示請求が多数重なっていたこと等を挙げている。

(注) 1年超を要したものの100件の概要については、資料5を参照。

表7 期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位：件、%)

	開示決定等 件数	処理日数				
		60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成21年度 (比率)	2,089 (100)	829 (39.7)	306 (14.6)	447 (21.4)	407 (19.5)	100 (4.8)
平成20年度	2,587 (100)	955 (36.9)	242 (9.4)	349 (13.5)	366 (14.1)	675 (26.1)

(注) 本表は、法第11条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60日以内にとされしている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる行政文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

(3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表8のとおり、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによ

るもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否（開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること）によるものなどがある。

表8 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の合計件数	内訳			
		不開示情報	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
平成21年度 (比率)	38,812 (100)	38,532 (99.3)	2,095 (5.4)	201 (0.5)	125 (0.3)
平成20年度	44,594 (100)	43,028 (96.5)	2,549 (5.7)	226 (0.5)	226 (0.5)

- (注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。
2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

イ 不開示情報に該当することを理由とするもの38,532件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表9のとおり、法人等に関する情報（第2号）に該当するものが最も多く、次いで、個人に関する情報（第1号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否によるもの201件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報（第1号）に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報（第2号）に該当するもの、事務又は事業に関する情報（第6号）に該当するものの順になっている。

表9 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位：件、%)

不開示情報の区分		不開示情報に該当		存否応答拒否	
		件数	比率	件数	比率
		38,532	(100)	201	(100)
内訳	法第5条第1号 個人に関する情報	16,114	(41.8)	123	(61.2)
	法第5条第2号 法人等に関する情報	28,250	(73.3)	80	(39.8)
	法第5条第3号 国の安全等に関する情報	881	(2.3)	16	(8.0)
	法第5条第4号 公共の安全等に関する情報	4,572	(11.9)	18	(9.0)
	法第5条第5号 審議、検討等に関する情報	316	(0.8)	3	(1.5)
	法第5条第6号 事務又は事業に関する情報	6,558	(17.0)	61	(30.3)

- (注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。

3 不服申立ての件数と処理の状況

(1) 不服申立ての件数

ア 開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、行政機関の長（法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。）に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成21年度には、表10のとおり、739件の不服申立てが行われており、20年度と比べて減少している。

表10 不服申立ての件数

(単位：件)

	不服申立ての件数		
	計	審査請求	異議申立て
平成21年度	739	292	447
平成20年度	851	405	446

イ 不服申立ての理由をみると、表11のとおり、不開示情報に該当することを理由として不開示の決定（一部を開示する決定における不開示部分を含む。）を受けた開示請求者からの不服申立てが最も多く、430件となっている。

一方、開示決定に対しても、開示されることとなる行政文書に自己の情報が記載されている第三者からの不服申立てが27件みられるほか、開示決定を受けた開示請求者からの行政文書の特定に不服があるとするものも104件みられる。また、不作為に対する不服も6件みられる。

表11 不服申立ての理由

(単位：件)

	開示請求者からの不服申立て	第三者からの不服申立て	計
不開示の決定（一部を開示する決定の不開示部分を含む。）に対する不服申立て	○ 不開示情報に該当することを理由とする不開示決定に対する不服	430	608
	○ 行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対する不服	119	
	○ 存否応答拒否による不開示決定に対する不服	33	
	○ 形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決定に対する不服	26	
開示決定に対する不服申立て	○ 行政文書の特定に対する不服（開示決定をされた行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずである、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異なるなど）	○ 自己に関連する情報が記録された行政文書が開示されることとなる決定に対する不服	131
その他の不服申立て	○ 不作為に対する不服	27	42
	○ 事案の移送、期限の延長に関する不服		
	○ 決定内容に関わりのない事項に対する不服等		
計	754	27	781

(注) 1件の不服申立てにおいて複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表10の不服申立ての件数の計とは一致しない。

(2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている（法第18条）。

平成21年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案は、同年度に新たに申し立てられた739件及び20年度から持ち越された1,039件の計1,778件となっている。

この1,778件について、その処理状況を見ると、表12のとおり、裁決・決定が行われ処理済みとなっているものが823件（46.3%）であり、926件は、審査会に諮問中の件を含め平成22年度に処理を持ち越している。また、29件が取り下げられている。

表12 不服申立ての件数と処理状況

（単位：件、%）

	処理すべき件数	新規申立て件数	前年度からの持ち越し件数	処理済	取下げ	処理中 (次年度に持ち越し)	処理方針、審査会への諮問準備中等	審査会に諮問中	審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中
平成21年度 (比率)	1,778 (100)	739	1,039	823 (46.3)	29 (1.6)	926 (52.1)	285 (16.0)	510 (28.7)	131 (7.4)
平成20年度	1,898 (100)	851	1,047	679 (35.8)	148 (7.8)	1,071 (56.4)	295 (15.5)	623 (32.8)	153 (8.1)

（注）「処理方針、審査会への諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

(3) 裁決・決定の状況

ア 平成21年度に処理済みとされた823件についてみると、表13のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったものが735件、審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの（不服申立てが不適法であること等により審査会に諮問する必要がないもの）が88件となっている。

裁決・決定の内訳をみると、不服申立てに理由がないとして棄却したものが482件（58.6%）、不服申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの（申立ての認容又は一部認容）が265件（32.2%）、不服申立てが不適法であるとして却下したものが74件（9.0%）となっている。

なお、平成21年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と異なる内容の裁決・決定を行ったものが6件みられた。

表13 不服申立てに対する裁決・決定の状況

(単位：件、%)

	申立て 棄却	申立て 認容	申立て 一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの	—	13	—	74	1	88
審査会に諮問し、答申を受けて裁決・決定を行ったもの	482	14	238	—	1	735
計 (比率)	482 (58.6)	27 (3.3)	238 (28.9)	74 (9.0)	2 (0.2)	823 (100)

(注)「審査会に諮問しないで裁決・決定を行ったもの」のうち「その他」は、不作為に対する不服申立て等である。

イ 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間をみると、表14のとおり、2年を超える期間を要したものが195件(23.7%)あるなど、1年を超える期間を要しているものが5割以上となっており、平成20年度に比べてその比率は増加している。

表14 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位：件、%)

	裁決・決定 件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
平成21年度 (比率)	823 (100)	36 (4.4)	91 (11.1)	142 (17.3)	127 (15.4)	232 (28.2)	195 (23.7)
平成20年度	679 (100)	75 (11.0)	115 (16.9)	146 (21.5)	93 (13.7)	154 (22.7)	96 (14.1)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的とし、不服申立て事案はできる限り速やかに処理されることが求められている。

このため、行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月3日に各府省申合せを行った。これにより、審査会への諮問については、特段の事情のない限り、不服申立てを受けてから90日以内に、また、答申後の裁決・決定については、特段の事情のない限り60日以内に行うこととした。

不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表15のとおり、90日を超えているものが148件(24.7%)あるが、平成20年度に比べてその比率は低下している。

また、調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としているもの286件をみると、不服申立てを受けてから既に90日超を経過しているものが143件と5割を占めている。

表15 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	当該年度に審査会に諮問した件数				処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等			
	不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの日数				不服申立てを受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超	
平成21年度 (比率)	598 (100)	75 (12.5)	375 (62.7)	148 (24.7)	286 (100)	51 (17.8)	92 (32.2)	143 (50.0)
平成20年度	802 (100)	132 (16.5)	436 (54.4)	234 (29.2)	295 (100)	49 (16.6)	55 (18.6)	191 (64.7)

不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した事案148件及び調査日現在審査会への諮問の準備中等で、不服申立てを受けてから既に90日超を経過している事案143件を、行政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表15-① 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの

(単位：件)

行政機関名	諮問件数	日数区分			
		91~100	101~180	181~365	366~
国家公安委員会	2	0	0	2	0
警察庁	2	0	0	2	0
法務省	9	0	4	1	4
外務省	12	2	7	0	3
厚生労働省	93	2	7	29	55
国土交通省	25	1	0	14	10
防衛省	5	3	1	0	1
計	148	8	19	48	73

(注) 各事案の概要については、資料6を参照。

表15-② 調査日現在、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、不服申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの

(単位：件)

行政機関名	諮問準備中等 件数	日数区分			
		91~100	101~180	181~365	366~
法務省	2	0	0	0	2
外務省	59	0	5	12	42
財務省	2	1	1	0	0
厚生労働省	35	2	11	18	4
国土交通省	44	1	7	21	15
運輸安全委員会	1	1	0	0	0
計	143	5	24	51	63

(注) 各事案の概要については、資料7を参照。

これらの理由について、関係行政機関では、処理に当たり慎重な検討を要したこと、他の複数の情報公開案件の処理と重なったこと、関係部署との意見調整に時間を要したこと等を挙げている。

エ 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間をみると、表16のとおり、60日を超えているものが80件（10.9%）あるが、平成20年度と比べてその比率は低下している。

また、調査日現在、審査会に諮問して裁決・決定の準備中の132件をみると、答申を受けてから既に60日超を経過しているものが56件と約4割を占めている。

表16 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

（単位：件、%）

	審査会に諮問して裁決・決定を行ったもの				審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中			
	審査会の答申を受けてから裁決・決定までの日数				審査会の答申を受けてからの経過日数			
	30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
平成21年度 (比率)	735 (100)	416 (56.6)	239 (32.5)	80 (10.9)	132 (100)	62 (47.0)	14 (10.6)	56 (42.4)
平成20年度	615 (100)	418 (68.0)	116 (18.9)	81 (13.2)	153 (100)	86 (56.2)	13 (8.5)	54 (35.3)

審査会の答申を受けてから裁決・決定までに60日超を要した事案80件及び調査日現在、裁決・決定の準備中で、既に審査会の答申を受けてから60日を経過している56件を行政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表16-① 審査会の答申を受けてから裁決・決定までに60日超を要したもの

（単位：件）

行政機関名	裁決・決定 件数	日数区分			
		61～70	71～90	91～180	181～
国家公安委員会	1	0	0	1	0
警 察 庁	3	0	2	1	0
総 務 省	1	1	0	0	0
法 務 省	11	3	7	1	0
外 務 省	7	0	2	4	1
厚生労働省	46	27	3	11	5
社会保険庁	3	1	0	0	2
防 衛 省	7	0	0	2	5
会計検査院	1	0	1	0	0
計	80	32	15	20	13

（注）各事案の概要については、資料8を参照。

表16-② 調査日現在、裁決・決定の準備中としている事案で、
審査会の答申を受けてから既に60日超を経過しているもの

(単位：件)

行政機関名	裁決・決定準備中 件数	日数区分			
		61～70	71～90	91～180	181～
警 察 庁	8	0	0	0	8
法 務 省	8	1	1	3	3
外 務 省	39	0	4	0	35
厚生労働省	1	1	0	0	0
計	56	2	5	3	46

(注) 各事案の概要については、資料9を参照。

これらの理由について、処理するに当たり慎重な検討を要したこと、不服申立て案件が特定の課室に集中したこと等を挙げている。

(4) 審査会における審査状況

審査会では、表17のとおり、平成21年度に新たに諮問を受けた574件及び20年度からの持ち越し事案516件の計から、途中で取り下げられた16件を除いた計1,074件の諮問事案に対し、666件の答申を行っている。この666件の答申を内容別にみると、諮問庁（審査会に諮問した行政機関の長）の開示・不開示の判断を妥当としたものが477件（71.6%）、妥当でない又は一部妥当でないとしたものが189件（28.4%）となっている。

表17 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	審査会	新規 諮問 件数	前年度から の持ち越し 件数	計	答申件数			取り下げ 件数	次年度に 持ち越し した件数	
					計	諮問庁の 判断は妥 当である としたも の	諮問庁の 判断は一 部妥当で ないとし たもの			諮問庁の 判断は妥 当でない としたも の
平 成 21年度	内閣府	573	509	1,082	658	473	162	23	16	408
	会計検査院	1	7	8	8	4	4	0	0	0
	計 (比率)	574	516	1,090	666 (100)	477 (71.6)	166 (24.9)	23 (3.5)	16	408
平 成 20年度	内閣府	742	406	1,148	586	468	91	27	53	509
	会計検査院	6	7	13	6	6	0	0	0	7
	計 (比率)	748	413	1,161	592 (100)	474 (80.1)	91 (15.4)	27 (4.6)	53	516

(注) 1 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があります。表12の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越しした件数」の件数、表15の「当該年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。

2 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表18のとおり、平成21年度に新たに14件が地方裁判所に提起されている。

この14件及び前年度から係属している10件の計24件のうち、平成21年度には、7件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所（第一審）の判決を不服として14件の控訴事件（前年度から係属している8件を含む。）が係属し、そのうち8件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所（控訴審）の判決を不服として最高裁判所に上告又は上告受理の申立てを行ったものが11件（前年度から係属している6件を含む。）あり、そのうち3件について判決が出されている。

なお、平成21年度に新規提訴された14件のうち3件は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第12条第4項の規定に基づいて特定管轄裁判所に提訴されたものである。

（注）判決の概要については、資料10を参照。

表18 情報公開に関する訴訟の状況

（単位：件）

		平成21年度	平成20年度
地方裁判所 （第一審）	新規提訴	14	16
	前年度から係属	10	14
	係属 計	24	30
	判決	7	17
	取下げ	0	3
	審理中（次年度に持ち越し）	17	10
高等裁判所 （控訴審）	新規控訴	6	6
	前年度から係属	8	7
	係属 計	14	13
	判決	8	4
	取下げ	2	1
	審理中（次年度に持ち越し）	4	8
最高裁判所 （上告審）	新規上告	5	4
	前年度から係属	6	7
	係属 計	11	11
	判決	3	5
	取下げ	0	0
	審理中（次年度に持ち越し）	8	6

5 手数料の減免

法第16条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「令」という。）第14条第1項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき（生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けているとき等）は、行政機関の長は、開示請求1件につき2,000円を限度として当該手数料を減免することができることとされている。

この手数料の減免制度により、平成21年度には、表19のとおり、82件の申請があり、うち66件について減免がされている。

なお、令第14条第4項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができることとされており、1件が減免されている。

表19 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

	申請件数	令第14条第1項による減免					令第14条第4項による減免	
		減免		減免を認めなかったもの	審査中	取下げ		
		生活保護	その他					
平成21年度	82	66	47	19	14	2	0	1
平成20年度	12	6	6	0	3	3	0	1

開示請求件数、不服申立て件数等の経年推移

※ 各表の番号、標題及び様式は本文に対応

表1 開示請求の件数

(単位：件、%)

	開示請求の件数		
		本省庁	その他
平成21年度 (比率)	72,390 (100)	16,691 (23.1)	55,699 (76.9)
平成20年度	76,870 (100)	15,414 (20.1)	61,456 (79.9)
平成19年度	61,089 (100)	16,029 (26.2)	45,060 (73.8)
平成18年度	49,930 (100)	14,426 (28.9)	35,504 (71.1)
平成17年度	78,639 (100)	14,867 (18.9)	63,772 (81.1)
平成16年度	87,123 (100)	16,105 (18.5)	71,018 (81.5)
平成15年度	73,348 (100)	13,929 (19.0)	59,419 (81.0)
平成14年度	59,887 (100)	13,157 (22.0)	46,730 (78.0)
平成13年度	48,670 (100)	16,811 (34.5)	31,859 (65.5)

(注) 「本省庁」は、本省庁の窓口で受け付けられたものをいい、「その他」は、地方支分部局、施設等機関等の窓口で受け付けられたものをいう。

表2 開示請求の態様別件数

(単位：件、%)

	開示請求の態様別件数			
	来所	郵送	オンライン	計
平成21年度 (比率)	18,450 (25.5)	49,906 (68.9)	4,034 (5.6)	72,390 (100)
平成20年度	16,704 (21.7)	57,355 (74.6)	2,811 (3.7)	76,870 (100)
平成19年度	18,641 (30.5)	40,307 (66.0)	2,141 (3.5)	61,089 (100)
平成18年度	16,236 (32.5)	31,636 (63.4)	2,058 (4.1)	49,930 (100)
平成17年度	39,615 (50.4)	31,515 (40.1)	7,509 (9.5)	78,639 (100)
平成16年度	47,228 (54.2)	33,051 (37.9)	6,844 (7.9)	87,123 (100)
平成15年度	45,193 (61.6)	28,153 (38.4)	2 (0.0)	73,348 (100)

(注) 平成13年度、平成14年度については把握していない。

表3 開示請求事案の処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき事案				事案の処理状況			
	新規受付事案	前年度からの持ち越し事案	移送を受けた事案	計	開示決定等がされた事案	取下げ事案	全部を移送した事案	処理中事案(次年度に持ち越し)
平成21年度 (比率)	72,390	3,217	95	75,702 (100)	68,433 (90.4)	3,269 (4.3)	70 (0.1)	3,930 (5.2)
平成20年度	76,870	4,544	133	81,547 (100)	75,223 (92.2)	3,186 (3.9)	132 (0.2)	3,006 (3.7)
平成19年度	61,089	2,977	107	64,173 (100)	57,783 (90.0)	2,009 (3.1)	99 (0.2)	4,282 (6.7)
平成18年度	49,930	2,860	188	52,978 (100)	47,816 (90.3)	2,023 (3.8)	168 (0.3)	2,971 (5.6)
平成17年度	78,639	5,457	125	84,221 (100)	79,261 (94.1)	2,025 (2.4)	105 (0.1)	2,830 (3.4)
平成16年度	87,123	3,343	208	90,674 (100)	82,971 (91.5)	2,226 (2.5)	88 (0.1)	5,389 (5.9)
平成15年度	73,348	2,785	163	76,296 (100)	71,669 (93.9)	1,184 (1.6)	123 (0.1)	3,320 (4.4)
平成14年度	59,887	3,234	320	63,441 (100)	58,783 (92.7)	1,728 (2.7)	150 (0.2)	2,780 (4.4)
平成13年度	48,670	—	612	49,282 (100)	44,075 (89.4)	1,551 (3.1)	422 (0.9)	3,234 (6.6)

(注) 1 本表は、行政機関の長が受け付けた開示請求事案、前年度からの持ち越し事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について各年度末日現在の処理状況を示している。

1 件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。

2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしようとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。

3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「移送を受けた事案」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「移送を受けた事案」に計上されている。

表4 開示決定等の件数

(単位：件、%)

	開示決定等					
	計	小計	開示決定			不開示の決定
			全部を開示	一部を開示	うち 公益裁量開示	
平成21年度 (比率)	62,916 (100)	60,901 (96.8)	24,104 (38.3)	36,797 (58.5)	<0> <(0)>	2,015 (3.2)
平成20年度	68,620 (100)	66,109 (96.3)	24,026 (35.0)	42,083 (61.3)	<0> <(0)>	2,511 (3.7)
平成19年度	49,750 (100)	47,497 (95.5)	21,189 (42.6)	26,308 (52.9)	<1> <(0.0)>	2,253 (4.5)
平成18年度	42,349 (100)	37,621 (88.8)	19,321 (45.6)	18,300 (43.2)	<0> <(0)>	4,728 (11.2)
平成17年度	74,676 (100)	71,012 (95.1)	53,609 (71.8)	17,403 (23.3)	<0> <(0)>	3,664 (4.9)
平成16年度	76,743 (100)	74,119 (96.6)	57,071 (74.4)	17,048 (22.2)	<0> <(0)>	2,624 (3.4)
平成15年度	68,867 (100)	66,275 (96.2)	48,808 (70.9)	17,467 (25.3)	<1> <(0.00)>	2,592 (3.8)
平成14年度	59,203 (100)	56,651 (95.7)	40,935 (69.1)	15,716 (26.6)	<4> <(0.01)>	2,552 (4.3)
平成13年度	44,734 (100)	39,653 (88.6)	25,119 (56.1)	14,534 (32.5)	<16> <(0.04)>	5,081 (11.4)

(注) 1 「うち公益裁量開示」は、「全部を開示」又は「一部を開示」の内数である。

2 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、表4の「開示決定等」と表3の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

表5 延長手続の状況

(単位：件、%)

	開示決定等件数	延長手続を採らなかったもの		法第10条第2項による延長手続を採ったもの		法第11条による特例規定を適用したもの	
		30日以内に開示決定等がされたもの	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに開示決定等がされたもの	延長した期限までに開示決定等がされなかったもの	通知した期限までに開示決定等がされたもの	通知した期限までに開示決定等がされなかったもの
平成21年度 (比率)	62,916 (100)	55,467 (88.2)	9 (0.0)	5,347 (8.5)	4 (0.0)	2,088 (3.3)	1 (0.0)
平成20年度	68,620 (100)	61,712 (89.9)	53 (0.1)	4,262 (6.2)	6 (0.0)	2,356 (3.4)	231 (0.3)
平成19年度	49,750 (100)	43,627 (87.7)	51 (0.1)	3,645 (7.3)	36 (0.1)	2,183 (4.4)	208 (0.4)
平成18年度	42,349 (100)	36,727 (86.7)	78 (0.2)	4,022 (9.5)	16 (0.1)	1,320 (3.1)	186 (0.4)
平成17年度	74,676 (100)	68,630 (91.9)	45 (0.1)	4,213 (5.6)	19 (0.0)	1,686 (2.3)	83 (0.1)
平成16年度	76,743 (100)	70,986 (92.5)	①	3,733 (4.9)	②	1,842 (2.4)	182 (0.2) ※①、②も含めた値
平成15年度	68,867 (100)	60,786 (88.3)	①	6,739 (9.8)	②	971 (1.4)	371 (0.5) ※①、②も含めた値
平成14年度	59,203 (100)	51,820 (87.5)	①	4,826 (8.2)	128 (0.2) ※①も含めた値	2,429 (4.1) ※期限の遵守状況については把握していない	

(注) 平成13年度については把握していない。

表7 期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位：件、%)

	開示決定等 件数	処理日数				
		60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成21年度 (比率)	2,089 (100)	829 (39.7)	306 (14.9)	447 (21.4)	407 (19.5)	100 (4.8)
平成20年度	2,587 (100)	955 (36.9)	242 (9.4)	349 (13.5)	366 (14.1)	675 (26.1)
平成19年度	2,391 (100)	847 (35.4)	352 (14.7)	392 (16.4)	380 (15.9)	420 (17.6)
平成18年度	1,506 (100)	473 (31.4)	231 (15.3)	382 (25.4)	294 (19.5)	126 (8.4)
平成17年度	1,769 (100)	612 (34.6)	144 (8.2)	584 (33.0)	211 (11.9)	218 (12.3)
平成16年度	1,842 (100)	774 (42.0)	186 (10.1)	415 (22.5)	172 (9.4)	295 (16.0)
平成15年度	971 (100)	305 (31.4)	100 (10.3)	195 (20.1)	239 (24.6)	132 (13.6)
平成14年度	2,429 (100)	461 (19.0)	237 (9.7)	563 (23.2)	416 (17.1)	752 (31.0)
平成13年度	2,276 (100)	411 (18.1)	271 (11.9)	725 (31.8)	869 (38.2)	—

(注) 本表は、法第11条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる行政文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

表8 不開示理由の内訳

(単位：件、%)

	不開示の決定と一部を開示する決定の合計件数	内訳			
		不開示情報	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
平成21年度 (比率)	38,812 (100)	38,532 (99.3)	2,095 (5.4)	201 (0.5)	125 (0.3)
平成20年度	44,594 (100)	43,028 (96.5)	2,549 (5.7)	226 (0.5)	226 (0.5)
平成19年度	28,561 (100)	28,160 (98.6)	2,494 (8.7)	172 (0.6)	192 (0.7)
平成18年度	23,028 (100)	19,456 (84.5)	4,545 (19.7)	205 (0.9)	259 (1.1)
平成17年度	21,067 (100)	19,016 (90.2)	3,498 (16.6)	156 (0.7)	75 (0.4)
平成16年度	19,672 (100)	17,568 (89.3)	2,173 (11.0)	365 (1.9)	43 (0.2)
平成15年度	20,059 (100)	18,229 (90.9)	2,059 (10.3)	202 (1.0)	32 (0.2)
平成14年度	18,268 (100)	16,950 (92.8)	1,749 (9.6)	390 (2.1)	18 (0.1)
平成13年度	19,615 (100)	16,409 (83.7)	3,151 (16.1)	278 (1.4)	37 (0.2)

- (注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。
2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。

表10 不服申立ての件数

(単位：件)

	不服申立ての件数		
	計	審査請求	異議申立て
平成21年度	739	292	447
平成20年度	851	405	446
平成19年度	1,018	528	490
平成18年度	800	350	450
平成17年度	744	359	384
平成16年度	1,367	1,004	363
平成15年度	1,158	472	686
平成14年度	914	505	409
平成13年度	1,359	429	930

表12 不服申立ての件数と処理状況

(単位：件、%)

	処理すべき件数	新規申立て件数	前年度からの持ち越し件数	処理済	取下げ	処理中(次年度に持ち越し)	処理方針、審査会への諮問の準備中等		
							審査会に諮問中	審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中	
平成21年度 (比率)	1,778 (100)	739	1,039	823 (46.3)	29 (1.6)	926 (52.1)	285 (16.0)	510 (28.7)	131 (7.4)
平成20年度	1,898 (100)	851	1,047	679 (35.8)	148 (7.8)	1,071 (56.4)	295 (15.5)	623 (32.8)	153 (8.1)
平成19年度	2,002 (100)	1,018	984	918 (45.9)	42 (2.1)	1,042 (52.0)	392 (19.6)	504 (25.2)	146 (7.3)
平成18年度	1,635 (100)	800	835	609 (37.2)	42 (2.6)	984 (60.2)	405 (24.8)	386 (23.6)	193 (11.8)
平成17年度	1,937 (100)	744	1,193	1,062 (54.9)	40 (2.0)	835 (43.1)	251 (13.0)	429 (22.1)	155 (8.0)
平成16年度	2,685 (100)	1,367	1,318	1,416 (52.7)	73 (2.7)	1,196 (44.6)	496 (18.5)	525 (19.6)	175 (6.5)
平成15年度	2,485 (100)	1,158	1,327	1,027 (41.3)	119 (4.8)	1,339 (53.9)	336 (13.5)	744 (30.0)	259 (10.4)
平成14年度	2,050 (100)	914	1,136	686 (33.5)	29 (1.4)	1,335 (65.1)	662 (32.3)	555 (27.0)	118 (5.8)
平成13年度	1,359 (100)	1,359		180 (13.2)	43 (3.2)	1,136 (83.6)	728 (53.6)	324 (23.8)	84 (6.2)

(注) 「処理方針、審査会への諮問の準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について、裁決・決定の準備をしているものを含む。

表14 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位：件、%)

	裁決・決定件数	期間					
		90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
平成21年度 (比率)	823 (100)	36 (4.4)	91 (11.1)	142 (17.3)	127 (15.4)	232 (28.2)	195 (23.7)
平成20年度	679 (100)	75 (11.0)	115 (16.9)	146 (21.5)	93 (13.7)	154 (22.7)	96 (14.1)
平成19年度	918 (100)	126 (13.7)	275 (30.0)	165 (18.0)	117 (12.7)	150 (16.3)	85 (9.3)
平成18年度	609 (100)	85 (14.0)	135 (22.2)	60 (9.9)	94 (15.4)	144 (23.6)	91 (14.9)
平成17年度	1,062 (100)	261 (24.6)	138 (13.0)	107 (10.1)	133 (12.5)	300 (28.2)	123 (11.6)
平成16年度	1,416 (100)	163 (11.5)	275 (19.4)	221 (15.6)	154 (10.9)	603 (42.6)	—
平成15年度	1,027 (100)	39 (3.8)	271 (26.4)	142 (13.8)	108 (10.5)	467 (45.5)	—
平成14年度	686 (100)	36 (5.3)	92 (13.4)	81 (11.8)	203 (29.6)	274 (39.9)	—
平成13年度	180 (100)	30 (16.7)	64 (35.5)	81 (45.0)	5 (2.8)	—	—

表15 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位：件、%)

	当該年度に審査会に諮問した件数				処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等			
		不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までの日数				不服申立てを受けてからの経過日数		
		30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超
平成21年度 (比率)	598 (100)	75 (12.5)	375 (62.7)	148 (24.7)	286 (100)	51 (17.8)	92 (32.2)	143 (50.0)
平成20年度	802 (100)	132 (16.5)	436 (54.4)	234 (29.2)	295 (100)	49 (16.6)	55 (18.6)	191 (64.7)
平成19年度	781 (100)	90 (11.5)	524 (67.1)	167 (21.4)	392 (100)	69 (17.6)	84 (21.4)	239 (61.0)
平成18年度	507 (100)	98 (19.3)	310 (61.1)	99 (19.5)	405 (100)	92 (22.7)	98 (24.2)	215 (53.1)
平成17年度	682 (100)	109 (16.0)	301 (44.1)	272 (39.9)	251 (100)	44 (17.5)	61 (24.3)	146 (58.2)

(注) 平成16年度以前は把握していない。

表16 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位：件、%)

	審査会に諮問して裁決・決定を行ったもの				審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中			
		審査会の答申を受けてから裁決・決定までの日数				審査会の答申を受けてからの経過日数		
		30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超
平成21年度 (比率)	735 (100)	416 (56.6)	239 (32.5)	80 (10.9)	132 (100)	62 (47.0)	14 (10.6)	56 (42.4)
平成20年度	615 (100)	418 (68.0)	116 (18.9)	81 (13.2)	153 (100)	86 (56.2)	13 (8.5)	54 (35.3)
平成19年度	698 (100)	464 (66.5)	146 (20.9)	88 (12.6)	146 (100)	62 (42.5)	8 (5.5)	76 (52.1)
平成18年度	513 (100)	336 (65.5)	111 (21.6)	66 (12.9)	193 (100)	100 (51.8)	8 (4.1)	85 (44.0)
平成17年度	782 (100)	454 (58.1)	167 (21.3)	161 (20.6)	157 (100)	57 (36.3)	9 (5.7)	91 (58.0)

(注) 平成16年度以前は把握していない。

表17 審査会における審査状況

(単位：件、%)

	審査会	新規 諮問 件数	前年度から の持ち越し 件数	計	答申件数				取下げ 件数	次年度に 持ち越し した件数
					計	諮問庁の判 断は妥当で あるとした もの	諮問庁の判 断は一部妥 当でないも の	諮問庁の判 断は妥当で ないとした もの		
平成21年度	内閣府	573	509	1,082	658	473	162	23	16	408
	会計検査院	1	7	8	8	4	4	0	0	0
	計 (比率)	574	516	1,090	666 (100)	477 (71.6)	166 (24.9)	23 (3.5)	16	408
平成20年度	内閣府	742	406	1,148	586	468	91	27	53	509
	会計検査院	6	7	13	6	6	0	0	0	7
	計 (比率)	748	413	1,161	592 (100)	474 (80.1)	91 (15.4)	27 (4.6)	53	516
平成19年度	内閣府	628	348	976	547	482	55	10	23	406
	会計検査院	6	4	10	3	3	0	0	0	7
	計 (比率)	634	352	986	550 (100)	485 (88.2)	55 (10.0)	10 (1.8)	23	413
平成18年度	内閣府	500	374	874	512	412	86	14	14	348
	会計検査院	6	4	10	6	3	3	0	0	4
	計 (比率)	506	378	884	518 (100)	415 (80.1)	89 (17.2)	14 (2.7)	14	352
平成17年度	内閣府	642	400	1,042	641	471	154	16	27	374
	会計検査院	4	4	8	4	2	2	0	0	4
	計 (比率)	646	404	1,050	645 (100)	473 (73.3)	156 (24.2)	16 (2.5)	27	378
平成16年度	内閣府	692	407	1,099	663	466	178	19	33	403
	会計検査院	0	8	8	4	4	0	0	0	4
	計 (比率)	692	415	1,107	667 (100)	470 (70.5)	178 (26.7)	19 (2.8)	33	407
平成15年度	内閣府	876	339	1,215	773	484	244	45	30	412
	会計検査院	9	10	19	11	6	5	0	0	8
	計 (比率)	885	349	1,234	784 (100)	490 (62.5)	249 (31.8)	45 (5.7)	30	420
平成14年度	内閣府	696	193	889	540	313	187	40	10	339
	会計検査院	7	9	16	6	1	5	0	0	10
	計 (比率)	703	202	905	546 (100)	314 (57.5)	192 (35.2)	40 (7.3)	10	349
平成13年度	内閣府	374	—	374	177	106	48	23	4	193
	会計検査院	10	—	10	1	1	0	0	0	9
	計 (比率)	384	—	384	178 (100)	107 (60.1)	48 (27.0)	23 (12.9)	4	202

(注) 1 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があります、表12の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表15の「当該年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。

2 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

表18 情報公開に関する訴訟の状況

(単位：件)

	地方裁判所（第一審）					
	新規提訴	前年度から係属	係属 計	判 決	取下げ	審理中（次年度に持ち越し）
平成 21 年度	14	10	24	7	0	17
平成 20 年度	16	14	30	17	3	10
平成 19 年度	13	29	40	24	3	13
平成 18 年度	22	24	46	17	0	29
平成 17 年度	28	14	42	14	4	24
平成 16 年度	21	16	37	15	5	17
平成 15 年度	15	37	52	30	4	18
平成 14 年度	39	11	50	9	4	37
平成 13 年度	15	—	15	3	1	11

	高等裁判所（控訴審）					
	新規控訴	前年度から係属	係属 計	判 決	取下げ	審理中（次年度に持ち越し）
平成 21 年度	6	8	14	8	2	4
平成 20 年度	6	7	13	4	1	8
平成 19 年度	12	6	18	11	0	7
平成 18 年度	8	4	12	6	0	6
平成 17 年度	8	5	13	9	0	4
平成 16 年度	7	7	14	9	0	5
平成 15 年度	13	2	15	6	2	7
平成 14 年度	5	1	6	4	0	2
平成 13 年度	1	—	1	0	0	1

	最高裁判所（上告審）					
	新規上告	前年度から係属	係属 計	判 決	取下げ	審理中（次年度に持ち越し）
平成 21 年度	5	6	11	3	0	8
平成 20 年度	4	7	11	5	0	6
平成 19 年度	8	2	10	3	0	7
平成 18 年度	2	11	13	11	0	2
平成 17 年度	5	9	14	2	0	12
平成 16 年度	7	1	8	0	0	8
平成 15 年度	3	0	3	2	0	1
平成 14 年度	0	0	0	—	—	—
平成 13 年度	0	—	0	—	—	—

(注) 行政機関が独立行政法人等に移行した場合には対象から外れるため、「前年度からの係属」件数と「審理中（次年度に持ち越し）」の件数とは一致しないところがある。

表19 開示実施手数料の減免の状況

(単位：件)

	令第14条第1項による減免							令第14条 第4項に よる減免
	申請件数	減免		減免を認めな かったもの	審査中	取下げ		
		生活保護	その他					
平成21年度	82	66	47	19	14	2	0	1
平成20年度	12	6	6	0	3	3	0	1
平成19年度	16	8	0	8	5	0	3	0
平成18年度	14	8	0	8	3	2	1	4
平成17年度	39	8	0	8	17	11	3	0
平成16年度	41	24	0	24	4	3	10	0
平成15年度	21	12	1	11	9	0	0	0
平成14年度	11	4	3	1	3	3	1	0
平成13年度	9	6	3	3	3	0	0	0